

# 中間前金払制度について

R8. 4. 1 改訂

## ◆ 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、既に前払金(請負金額の40%以内)を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に前払金(請負金額の20%以内)を追加して支出するものをいいます。

中間前払金は、部分払に比べて手続きが簡素化・迅速化され、工事代金の支払いまでの期間が短くなります。

## ◆ 対象工事

設計金額が200万円以上で、工期が90日以上が対象です。

## ◆ 支払要件

次の条件をすべて満たしていなければなりません。

1. 前払金を受けていること。
2. 工期の2分の1を経過していること。
3. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が終了していること。
4. すでに行われた作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当すること。
5. 前払金と同様に、保証事業会社の保証(中間前払金保証証書)があること。

## ◆ 中間前払金の額

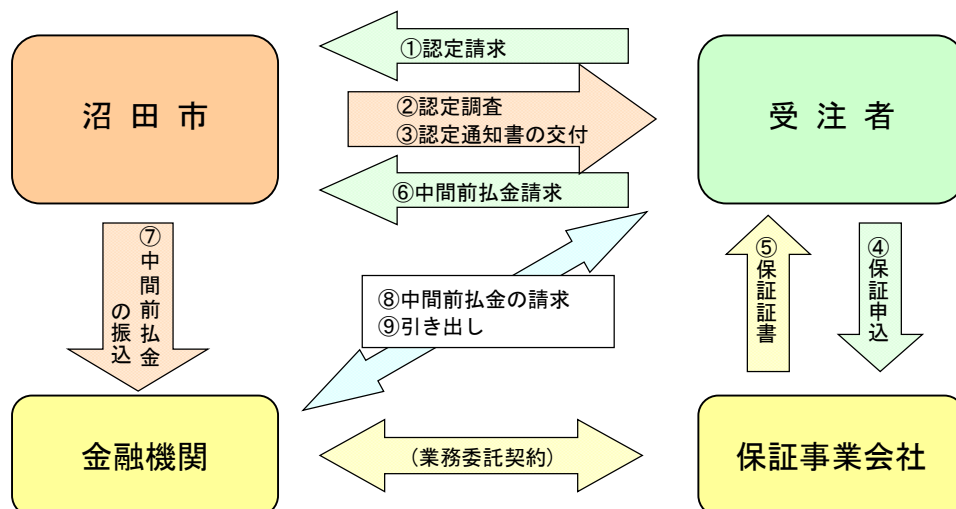
1. 請負金額の10分の2以内の額とします。
2. 前払金と合わせて請負金額の10分の6を超えることはできません。

## ◆ 申請手続の方法

1. 工事履行報告書及び認定請求書を工事担当課に提出してください。
2. 支払要件を満たしていることを確認後、市が中間前払金認定通知書を交付します。
3. 認定通知書を添えて保証事業会社に保証の申込みをします。
4. 請求書(中間前払金)に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書を添えて、工事担当課へ提出してください。**※押印必要**
5. 請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に金融機関の指定口座に振り込まれます。

## ◆ その他

中間前払金と部分払の両方を請求することはできません。中間前払金の請求を行った後に、部分払の請求をすることはできませんのでご注意ください。





年 月 日

沼田市長

様

(受注者)

# 認 定 請 求 書

工事請負契約書第34条第4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日           年   月   日

工 事 名

工       期           自       年   月   日

                          至       年   月   日

工 事 場 所

請 負 代 金 額           ¥

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額)	〇〇年度	¥	△△△
	)		)
	□□年度	¥	×××

請求書 ( 中間前払金 )

沼田市長 様

請求者 (住所)

(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥

---

ただし、次の工事の( 前払金 )として

工事名

契約日 年 月 日

契約金額 ￥

振込希望金融機関名 銀行 金庫 店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

- 
- (注)1. ( )には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。  
2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書(部分払の場合又は債務の場合)を添付すること。  
3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書(指定部分払の場合)を添付すること。

年 月 日

## 請求書 ( 中間前払金 )

沼田市長 様

請求者 (住所)

(氏名)

登録番号

下記のとおり請求します。

請求金額 ¥

8%対象	円	消費税	円
10%対象	円	消費税	円
合計	円	合計	円

ただし、次の工事の( 前払金 )として

工事名

契約日 年 月 日

契約金額 ¥

振込希望金融機関名 銀行 金庫 店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

- (注)1. ( )には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。
2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書(部分払の場合又は債務の場合)を添付すること。
3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書(指定部分払の場合)を添付すること。